

公売のしおり(動産・自動車・せり売り方式)

1. 参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産の買受けができません。

- ①国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する方
- ②習志野市が定めるガイドライン並びにKSI官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を順守できない方
- ③公売財産の買受けについて、一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方
- ⑤18歳未満の方(親権者等が代理人として参加する場合を除く。)
- ⑥日本語を完全に理解できない方(代理人が日本語を理解できる場合を除く。)
- ⑦日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)

2. 公売参加申込み

(1)以下の手順で仮申込みをしてください。

- ①KSI官公庁オークションサイトにおいて、会員登録をしてない方は、必要事項を入力のうえ、IDを取得してください。
- ②入札したい物件のページから参加申込みをしてください。
- ③登録されているメールアドレス宛てに仮申込み受付メールが届きます。
- ④メールを確認いただき、必要書類の提出及び公売保証金の納付をしてください。

(2)提出書類を整え、提出してください。

- ①提出書類につきましては、公売保証金の納付方法等により異なります。
- ②必要な提出書類を作成し、習志野市に書留郵便で送付してください。
- ③各様式につきましては、習志野市ホームページより入手してください。
- ④提出すべき書類は以下の表のとおりです。

		公売保証金の納付方法	
		クレジットカードによる納付	銀行振込等による納付
参 加 者 区 分	個人		・公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書
	法人		・公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

○公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

・太枠内の必要事項を記入し、押印してください。

3. 公売保証金の納付

(1) クレジットカードによる納付

- ①申込み時にクレジットカードによる納付を選択してください。
- ②法人の場合は、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(2) 銀行振込等による納付

- ①申込み時に銀行振込等による納付を選択してください。
- ②仮申込み受付メールに振込先口座情報を記載していますので、当該口座に振込みしてください。
- ③入金の確認に期間を要する可能性がありますので、入札開始日の2開庁日前までに入金してください。

4. 本申込み

- (1)本市において、提出書類及び公売保証金の納付が確認できましたら、仮申込みから本申込みに切替えをします。
- (2)本申込みに切替わらないと入札できませんので、必要書類の提出及び公売保証金の納付は余裕をもって行ってください。

5. 入札

- (1)希望落札金額の上限を入力いただき、入力した上限以下の範囲で自動入札が行
われます。
- (2)入札は期間中であれば何度でも可能です。一度行った入札は、取り消しや変更
はできませんので、ご注意ください。

6. 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

- (1)入札期間終了後、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最
高価申込者として決定します。
- (2)2人以上が同額の入札価額(上限)を設定した場合、先に設定した人が最高価申
込者となります。
- (3)最高価申込者には、習志野市からメールを送信します。

7. 売却決定

- (1)最高価申込者に欠格事由等がないか調査等を行い、問題なければ売却決定をし
ます。
- (2)売却決定日は、原則、開札日の1週間後です。

8. 買受代金の納付

- (1)買受代金納付期限(原則、売却決定日の14時30分)までに、直接持参、銀行振
込等にて一括で納付してください。
- (2)買受代金については、入札価額から公売保証金を除いた額を納付してください。

9. 公売保証金の返還

- (1)最高価申込者が買受代金を納付した後、最高価申込者以外の参加者に公売保
証金を返還します。
- (2)公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書に記載された銀行口座に、
習志野市から振込みをします。

- (3) 入札終了後、公売保証金の返還までに期間を要する可能性がありますので、ご了承ください。
- (4) 公売保証金をクレジットカードにより納付した場合は、引き落としを行いませんので、特段の手続きは必要ありません。
- (5) 売却決定した最高価申込者が、買受代金を納付しなかった場合は、公売保証金は返還しません。

10. 財産の引き渡し

(1) 公売財産が動産の場合

- ① 公売財産の引き渡しは、買受代金納付時の現状有姿で行います。
- ② 原則として、習志野市庁舎にて買受代金を納付いただき、直接引き渡しを行います。本人確認として、以下をお持ちください。
 - 身分証明書
 - 習志野市より買受人宛てに送信した電子メールを印刷したもの
 - 印鑑
- ③ 送付による引き渡しを希望する場合は、「送付依頼書」や住民票などの提出が必要です。最高価申込者決定後、習志野市にその旨ご連絡ください。
- ④ 買受代金納付時に引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」や住民票などの提出が必要です。最高価申込者決定後、習志野市にその旨ご連絡ください。
- ⑤ 送付費用又は保管費用については、買受人の負担となります。

(2) 公売財産が自動車の場合

- ① 公売財産の引き渡しは、買受代金納付時の現状有姿で行います。
- ② 買受代金納付時に引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」や住民票などの提出が必要です。最高価申込者決定後、習志野市にその旨ご連絡ください。
- ③ 所有権移転登録は習志野市が行います。
- ④ 以下の書類に必要事項を記入し、提出してください。
 - 所有権移転登録請求書
 - 住民票の写し(法人の場合は、登記事項証明書)
 - 移転登録等申請書
 - 自動車保管場所証明書

○自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書

○印鑑証明書

⑤車検切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることになりますので、使用される場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録の手続きを行う必要があります。

⑥買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。